

8-3. 自己評価と外部評価等について

1. 自己評価と外部評価等の取り扱いについて

地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、サービスの質の確保の観点から、サービスの評価を行うことが義務付けられています。

各サービス事業者は下表のとおり、自己評価に加えて都道府県が選定した評価機関による外部評価又は介護・医療連携推進会議若しくは運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）を活用した評価を行い、結果を公表する必要があります。

【運用一覧】

サービス種別（介護予防含む）	自己評価	外部評価	運営推進会議等 を活用した評価	結果の公表
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	○		○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○	○	○
認知症対応型共同生活介護事業所のうち、 外部評価の軽減要件適合事業所	○			○

2. 自己評価と外部評価等の目的

（１）自己評価の目的

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指します。

（２）外部評価等の目的

《運営推進会議等を活用した評価》

事業所が行った自己評価結果を運営推進会議等に報告し、運営推進会議等の構成員による第三者の観点からの意見を得ることで、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図ります。

また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護については、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことも目指します。

《評価機関による外部評価》

都道府県が選定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うものです。事業者が評価作業の一連の過程に主体的に取り組むことで、評価結果をもとに具体的なサービス改善や情報公開等に活かすとともに、良質なサービスの水準を確保し、向上を図っていくことを目的としています。自己評価と外部評価の結果を対比し、異同について考察した上で、総括的な評価を行うこととし、これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ります。

3. 結果の公表

自己評価及び外部評価等の結果は公表が義務付けられています。公表の方法は下記のとおりです。

《運営推進会議等を活用した評価》

下記の③④に加え、②や介護サービス情報公表システムへの掲載等により評価結果等を公表します。

《評価機関による外部評価》

下記の①から⑤のとおり評価結果等を公表します。また、評価機関は独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」を利用して評価結果等を公開します。

- ①利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明します。
- ②事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するウェブサイト上に掲載するなどの方法により、広く開示します。
- ③利用者及び利用者の家族へ、手交若しくは送付等により提供します。
- ④指定を受けている市町村に、評価結果等を提出します（他市町村の指定を受けている場合も同様）。
- ⑤評価結果等について、自ら設置する運営推進会議等において、出席者に説明します。

4. 自己評価及び外部評価等の実施回数

自己評価及び外部評価等は、原則年1回実施しなければなりません。

一定の要件を満たす（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができます。ただし、要件の一つである「過去に外部評価を5年継続して実施している」ことについては、運営推進会議による評価を行った場合は、継続年数に算入することができず、継続年数がリセットされてしまうためご注意ください。

実施回数の軽減が適用になった事業所についても、自己評価を毎年実施し、結果を公表する必要があります。なお、愛知県においては、2014年度から、例年5月頃に送付される県からの外部評価意向調査に、要件を満たしている事業所にはその旨が記載されることになっています。

5. 様式・参考資料

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

『地域密着型サービスの外部評価について』（指定評価機関一覧・各種様式）

<https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/gaibuhyouka/gaibuhyouka.html>

（愛知県高齢福祉課）

『認知症対応型共同生活介護「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の活用について』

<https://www.ghkyo.or.jp/archives/16166>（公益社団法人日本認知症グループホーム協会）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

<https://24h-care.com/document/>（一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

http://www.shoukibo.net/2015service_assessment/index.html

（全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）

看護小規模多機能型居宅介護

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091038.html>（厚生労働省）